

# 陸上貨物運送事業労働災害防止協会（本部）

## 安全衛生表彰規程及び表彰基準

昭和 54 年 9 月 1 日改正

### 1. 安全衛生表彰規程

第 1 条 会長は、陸上貨物運送事業における労働災害防止に著しく貢献した事業場、団体及び個人についてこの規程に基づき表彰を行う。

第 2 条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- 1 事業場賞（優良賞、進歩賞）
- 2 団体賞
- 3 個人賞（功労賞、功績賞）

第 3 条 事業場賞は、次のとおりとする。

優良賞 安全成績及び労働衛生管理が著しく良好であって、他の模範と認められる事業場に対する表彰とする。

進歩賞 安全成績及び労働衛生管理が前項の水準に達しないが、安全活動を熱心に実施し、又は労働衛生管理の改善向上に努力し、その効果が著しい事業場に対する表彰とする。

第 4 条 団体賞は、労働災害防止活動を活発に推進し、地域の関係事業場の安全・衛生水準の向上に顕著な功績のあった団体等に対する表彰とする。

第 5 条 個人賞は、次のとおりとする。

功労賞 長年にわたり、陸上貨物運送事業の労働災害防止活動に尽くし、安全衛生水準の向上に著しく功労があった者に対する表彰とする。

功績賞 労働災害防止活動を活発に実践し、当該地区若しくは関係事業場の安全衛生水準の向上に功績があった者、又は陸上貨物運送事業における労働災害の防止に効果のある発明若しくは考案をした者に対する表彰とする。

第 6 条 表彰は、それぞれの所属する支部の推薦に基づき、表彰審査委員会の審査を経るものとする。ただし、支部の表彰については、支部の推薦を要しない。

第 7 条 労働災害防止に関し、内閣総理大臣又は労働大臣より表彰を受けた者については、この規程による表彰は行わない。

2 この規程により表彰を受けた者については、重ねて同一の表彰を行わない。

第 8 条 内閣総理大臣又は労働大臣がその年度において表彰した者に対しては、会長がこれを顕彰する。

第 9 条 この規程による表彰基準並びに表彰審査委員会の組織及び運営については、別に定める。

附 則

この規程は、昭和 41 年 9 月 1 日から施行する。

事業場 (優良賞) 推薦書  
(進歩賞)

支部名		順位	
-----	--	----	--

平成 年 月 日

(ふりがな)					
事業場名				代表者職氏名	
所在地及び電話番号	〒			労働者数 名	
				労働保険番号	
事業の種類	1 貨物自動車運送業      2 特定貨物自動車運送業      3 通運業				
災害発生状況	区 分	年1月 ~12月	年1月 ~12月	年1月 ~12月	年1月 ~12月
	死 亡 者 数				
	労働災害による負傷者数				
	延 労 働 時 間 数				
	度 数 率				
定期健康診断実施状況		%	%	%	%
安全衛生管理組織	1 安全衛生委員会	有 無	5 安全衛生推進者	有 無	
	2 総括安全衛生管理者	有 無	6 作業主任者	有 無	
	3 安全管理者	有 無	7 作業指揮者	有 無	
	4 衛生管理者	有 無	8 自主安全活動の実施	有 無	
推薦理由	(具体的に記述すること)				
安全衛生表彰関係					
推薦支部長名					印

(注) 1. 度数率 =  $\frac{\text{労働災害による死傷者数}}{\text{延労働時間数}} \times 1,000,000$

2. 標題のカッコ内優良賞、進歩賞については、不用の文字を消すこととし、安全衛生管理組織欄は、有・無に必ず 印を付すこと。その他の欄は、所要事項をはっきり、具体的かつ正確に記入すること。

個人賞 (功労賞) 推薦書  
(功績賞)

支部名		順位	
-----	--	----	--

平成 年 月 日

(ふりがな)		生年		年	月	日生
氏名		月日				(才)
(ふりがな)		労働者数				
現在の勤務先		役職名				
勤務先所在地 及び電話番号	〒	地域での 労働災害 防止活動 年月数				
地域務 で経 の歴 安の 全概 衛要 生	(陸運労災防止協会関係の職務内容と従事期間(始期、終期)を記入のこと)					
過 去の 種 お類 け・ 年 表月	(個人として安全衛生関係表彰を受けた分のみ記入)					
推 薦 理 由	(安全衛生表彰規程第5条参照)					
そ の と 他 な 審 査 事 項 参						
推薦支部長名						印

(注) 標題のカッコ内の功労賞・功績賞のうち不要の文字を消すとともに、推薦理由欄には功労、功績の内容によって正確かつ具体的に記入してください。

支部名		順位	
-----	--	----	--

**団体賞推薦書**

平成 年 月 日

(ふりがな)		代表者 職氏名	
団体名			
所在地		設立 年月日	
電話番号			
所属会員数			

団 体 の 組 織 及 び 事 業	
---	--

推 薦 理 由  (災害防止活動を中心として具体的に記入の事)	
--	--

推薦分会長名	印
--------	---

## 2.表彰基準

安全衛生表彰規程第9条の規程に基づき、表彰基準を次のように定める。

1.規程第3条による事業場賞は、次のとおりとする。

(1) 優良賞

次の各号の要件を具備するものであること。

イ 安全及び労働衛生管理組織が整備されて有効に運営され、かつ労使が積極的に協力していること。

ロ 最近2年間における休業8日以上 の度数率が全国平均値より極めて低率であること。

ハ 最近2年間において死亡災害がないこと。

(2) 進歩賞

次の各号の要件に該当するものであること。

イ 安全及び労働衛生管理組織が整備されて有効に運営され、かつ労使が積極的に協力していること。

ロ 最近2年間における休業8日以上 の度数率が低率で、前年より著しく減少していること。

ハ 最近2年間において死亡災害がないこと。

2 規程第4条による団体賞は、概ね次の各号に該当するものであること。

イ 当該団体の運営が、効果的に行われていること。

ロ 具体的な災害防止計画が樹立され、団体としての安全活動が活発に行われていること。

3 規程第5条による個人賞は、概ね次に該当するものであること。

功労賞 10年以上にわたり、安全運動に尽くし、広域的な安全水準の向上に功労があったこと。

功績賞 イ 5年以上にわたり、安全活動を活発に実践し、当該地区又は関係事業場の安全水準の向上に功績があったこと。

ロ 労働災害の防止に効果のある発明又は考案をしたこと。

# 陸上貨物運送事業労働災害防止協会（本部）

## 1. 優良フォークリフト等運転者表彰規程

昭和 56 年 8 月 1 日

### （目的）

第 1 条 この規程は、陸上貨物運送事業労働災害防止協会（以下「協会」という。）の会員事業場に勤務するフォークリフト、フォークローダー又はショベルローダー（以下「フォークリフト等」という。）の運転者であって、永年にわたり安全運転及び安全作業に努め、他の運転者の模範となるものを表彰し、もってフォークリフト等の作業の安全を確保し、労働災害防止活動の推進を図ることを目的とする。

### （表彰基準）

第 2 条 表彰は、次の各号に該当する者のなかから行う。

- 1 フォークリフト等の運転者として、10 年以上同一事業場に勤務し、勤務成績が良好である者。
- 2 安全関係法令を遵守し、フォークリフト等の安全運転及び安全作業に努めている者。
- 3 過去 5 年間にわたり、自己の責任に基づくフォークリフト等による事故を起こしていない者。
- 4 その他、表彰するにふさわしい者。

### （表彰）

第 3 条 表彰は、協会会長が行い、賞状及び副賞を贈る。

### （表彰の時期）

第 4 条 表彰は、毎年一定の期日を定めて行う。

### （表彰対象者の推薦）

第 5 条 表彰対象者の推薦は、都道府県支部長が会長あて、別紙フォークリフト等優良運転者一覧（様式 1）及びフォークリフト等優良運転者推薦書（様式 2）に参考資料を添えて、内申するものとする。

### （表彰対象者の選考）

第 6 条 表彰対象者の選考は、会長の指名した選考委員会において行う。

### （細則）

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附則

この規程は、昭和 56 年 8 月 1 日から施行する。



様式2

### 優良フォークリフト等運転者表彰推薦書

平成 年 月 日

(ふりがな)		役職名	
氏名		生年月日	
事業所の名称		事業主の氏名	
所在地		労働者数	
職務経歴の概要			
推薦事由	(表彰基準のどれに該当するかわかるように記入のこと)		
技能講習 特別教育 受講年月日	(初回受講分から全て記入のこと)		
その他参考事項			
推薦支部長名			印



## 2. 優良フォークリフト等運転者表彰運用方針

### 1 規程第1条について

- (1) 職種は、フォークリフト、フォークローダー、ショベルローダーの運転者であること。
- (2) 永年にわたる勤続とは、同一の職種で、同一の事業所に勤務し、その期間が10年以上であること。
- (3) 勤続期間中職種が変更した場合、上記3職種間の移動であれば、同一の職種と看做すものであること。

### 2 規程第2条について

- (1) 勤務成績等の外、特に部内外及び同僚間の融和、信望があること。
- (2) 第4号に該当する場合は、調書及び参考資料を添付すること。

### 3 規程第4条について

- (1) 定期の表彰は、例年の全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会の実施日を表彰日とすること。
- (2) 表彰状及び副賞は、各支部長が被表彰者に対して、伝達授与するものであること。
- (3) 表彰に値する者が退職又は死亡したときは、その日に遡って表彰することができるものであること。

### 4 その他

- (1) 貨物自動車の運転者であって、貨物の積み降ろしのため、フォークリフト等を運転する者は除くものであること。
- (2) この規程により表彰を受けた者については重ねて同一の表彰を行わない。